

広島県告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和六年十月十日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下蒲刈川尻線（安芸灘大橋有料道路）

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市下蒲刈町下島字仕方六一番四地先から 呉市下蒲刈町下島字仕方四五番一地先まで	新	旧	一九・四〇 三九・五〇	一九・五〇	幅員減少 不用物件延長 メートル 一一九・五〇
	旧	新	一〇五・二〇 五一・二〇	六五・六〇	
呉市下蒲刈町下島字白崎一一四一五番一地先 まで	新	旧	五一・二〇 一一三・三〇	六五・六〇	拡幅
	旧	新	二五・〇〇 四五・八〇	一一五・八〇	
呉市川尻町小仁方一丁目一〇五番二地先から 呉市川尻町小仁方一丁目五〇二六番二地先ま で	新	旧	一九・三〇 二五・四〇	一二五・八〇	幅員減少 不用物件延長 メートル 一二五・八〇
	旧	新	二五・〇〇 四五・八〇	一一五・八〇	